

# 国立大学法人東京外国語大学における日本学術振興会特別研究員の雇用に関する規程

〔 令和 8 年 1 月 27 日  
規 則 第 2 号 〕

## (目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成 20 年規則第 26 号。以下「就業規則」という。）第 3 条の 2 第 4 項の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が実施する研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「若手研究者雇用支援事業」という。）により日本学術振興会特別研究員としての資格を付与された若手研究者を本学の特定研究員（以下、「特定研究員（雇用 PD 等）」という。）として雇用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (職務内容)

第 2 条 特定研究員（雇用 PD 等）は、前条に定める者を本学に受入れることを承諾した受入教員（以下、「受入教員」という。）の指導のもと、採択された研究課題及び研究計画に基づき研究に従事することを職務とする。

## (遵守事項)

第 3 条 特定研究員（雇用 PD 等）は、この規程に定めるもののほか、日本学術振興会が、「日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引」において定める事項を遵守しなければならない。

## (名称)

第 4 条 特定研究員（雇用 PD 等）の名称は、日本学術振興会で採択された資格に応じ、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特任研究員（日本学術振興会特別研究員-PD）
- (2) 特任研究員（日本学術振興会特別研究員-RPD）

## (採用)

第 5 条 特定研究員（雇用 PD 等）候補者の選考は、日本学術振興会特別研究員として採択決定があった者について、学長が行う。

2 学長は、選考にあたっては、受入教員の所属する部局等（以下、「受入部局等」という。）に意見を求めることができる。

3 特定研究員（雇用 PD 等）の所属は、原則として、受入部局等と同じとする。

## (契約期間)

第 6 条 特定研究員（雇用 PD 等）の契約期間は、日本学術振興会から特別研究員としての資格を付与されている期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定研究員（雇用 PD 等）は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1) 日本学術振興会特別研究員としての資格を喪失したとき。
- (2) 特定研究員（雇用 PD 等）の受入研究機関が変更となったとき。

(契約期間の特例)

第7条 特定研究員（雇用 PD 等）は、当該契約期間中に、次の各号のいずれかに掲げる休業等を取得した場合は、当該休業等の期間（当該任期中の期間に限る。）の範囲において、契約期間の延長を学長に申し出ることができる。

- (1) 産前産後休暇（就業規則第38条第2項第1号及び第2号に掲げる年次有給休暇以外の休暇をいう。）
  - (2) 育児休業（就業規則第40条又は第40条の2の規定に基づく育児休業（30日以上連續したものに限る。）をいう。）
  - (3) 介護休業（就業規則第41条の規定に基づく介護休業（30日以上連續したものに限る。）をいう。）
- 2 前項の申出を受けた学長は、当該特定研究員（雇用 PD 等）の休業等の期間の範囲内で、契約期間を延長することができる。この場合において、延長後の契約期間は、当該特定研究員（雇用 PD 等）が延長を申し出た期間を従前の契約期間に加算した期間とする。
- 3 前項における特定研究員（雇用 PD 等）の契約期間の延長に係る申出方法については、国立大学法人東京外国語大学におけるテニュア・トラック教員の任期の特例の申出方法等に関する申合せ（令和7年1月21日規則第5号）を準用する。

(給与)

第8条 特定研究員（雇用 PD 等）の給与は、基本給のみとする。

- 2 基本給は、次表左欄に掲げる日本学術振興会の特別研究員の区分に応じて、同表右欄に掲げる額とする。

区分	基本給月額（円）	年額（円）
日本学術振興会特別研究員-PD	382,000円	4,584,000円
日本学術振興会特別研究員-RPD	382,000円	4,584,000円

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、受入部局等の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。